

福山市立瀬戸小学校PTA会則

(名称)

第 1 条 本会は、福山市立瀬戸小学校PTAという。

(事務局)

第 2 条 本会は、事務局を福山市立瀬戸小学校(以下、本校という)におく。

(目的)

第 3 条 本会は、会員相互の深い理解と協力のもとに 民主教育の振興を図り、家庭生活や学校生活における児童の福祉を増進するとともに会員の教養を深め、相互の連絡を緊密にし、もって心身ともに健康な児童の養成に資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業をおこなう。

- (1) 児童の福祉厚生に関する事業
- (2) 児童の校外生活の指導に関する事業
- (3) 会員の教養を高める事業
- (4) その他目的達成に必要な事業

(活動組織)

第 5 条 本会に次の部を設け、目的達成のための活動をする。

- (1) 教 養 部 PTA研修会・講演会・視察・見学その他会員の学習を推進したり、教養を高める活動をする。
- (2) 学 年 部 学年間の交流を深めるとともに人権教育の推進を図るため、学年懇談会・学級懇談会及び親睦行事を計画し推進する。
- (3) イベント部 校区の、イベント行事の企画・運営をする。
- (4) 厚 生 部 保健衛生・体位体力の向上・環境の整備、その他児童の福祉増進に関する活動をする。
- (5) 地域安全部 児童の、登下校の安全指導, 夏休みの生活指導, その他校外の生活指導, 及び安全指導の活動をする。
- (6) そ の 他 常任委員会で承認された委員会を設置することができる。

(会員)

第 6 条 本会は、本校の児童の保護者と教職員をもって組織する。

(会費)

第 7 条 会費は、総会に於いて別に定める会費を納入しなければならない。

第 8 条 1 本会に役員をおく。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 庶務会計委員
- (4) 監査委員
- (5) 幹事
- (6) 特別委員
- (7) 学年役員
- (8) 地域役員
- (9) 学校委員

上記(1)～(5)をもって本部役員とする。

- 2 会長は、保護者の会員の中から選出し、総会で承認を得る。
- 3 副会長は、保護者の会員の中から数名を選出し、総会で承認を得る。
- 4 庶務会計委員は2名とし、うち1名は教頭をもって充て、残る1名は保護者の会員の中から選出し、総会で承認を得る。
- 5 監査委員は、保護者の会員の中から2名を選出し、総会で承認を得る。
- 6 幹事は、保護者の会員の中から数名を選出し、総会で承認を得る。
- 7 学年役員は、当該学年の会員の中から8名を互選する。
- 8 学年役員は、各学年毎に学年代表1名を選出する。
- 9 地域委員は、当該地域の会員の中から選出する。
- 10 特別委員は、学校長をもって充てる。
- 11 学校委員は、教職員の会員の中から互選する。
- 12 第8条(1)～(5)までの役員の候補者の選考を行う為、
次の各号に掲げる者をもって組織する本部役員選出選考委員会をおく。
 - (1) 本部選出選考委員 1名以上
 - (2) 学年選出選考委員(学年代表)6名以上
 - (3) 学校選出選考委員 2名
- 13 第8条(7)の役員の候補者の選考を行う為、本部役員をもって
組織するPTA役員選出管理実行委員会をおく。
- 14 前項及び前々項を実施する場合には、PTA役員選出管理実行委員長を1名本部から
選任する。
- 15 11項及び12項に規定する選考委員会について必要な事項は第15条に規定する。
常任委員会の意見を聞いて、会長が別に定める。

(部会)

- 第 9 条 1 前条に規定する役員(会長及び特別委員を除く)及び教職員の会員は、第5条に
規定する活動組織の各部にそれぞれ所属し部会を組織する。
第5条の(1)～(4)に規定する部会には、各学年1名以上が所属する。
- 2 各部会(地域安全部会を除く)は、当該部会委員の中から代表者を4名互選し、
うち2名に於いては総会で承認を得る。
 - 3 地域安全部会は、当該部会委員の中から部長1名及び副部長数名を互選し、
部長に於いては総会で承認を得る。

(職務)

- 第 10 条
- 1 会長は本会を代表し、会務を統括する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長が職務を遂行出来ない時はその職務を代行する。
 - 3 特別委員は会長を補佐し、本会の運営及び活動について、必要な助言・指導を行う。
 - 4 学年委員は学年を代表し、学年の活動を担当する。
 - 5 地域役員は地域を代表し、地域の活動を担当する。
 - 6 学校委員は教職員の会員を代表し、本会の活動を助ける。
 - 7 庶務会計委員は、本会の庶務及び会計事務を担当する。
 - 8 監査委員は、本会の会計事務の監査を行う。
 - 9 幹事は、会長の指揮を受け会務を助ける。
 - 10 代表者及び部長は、部会を代表し部活動を推進する。
 - 11 地域部副部長は部長を補佐し、部長が職務を遂行出来ない時は、その職務を代行する。

(会議)

- 第 11 条
- 本会の会議は、総会・全体委員会・本部役員会・常任委員会・部会及び学年役員会とする。

(総会)

- 第 12 条
- 1 総会は本会の最高決議機関で、定期総会及び臨時総会とする。
 - 2 定期総会は、毎年1回とし、原則として4月に開催する。
 - 3 臨時総会は、会長が必要と認めた時、又は会員の5分の1以上の要求があった時開催する。
 - 4 総会は、会員の5分の1をもって成立する。
 - 5 総会は、会長が招集し、議長は会員をもって充てる。
 - 6 下記の場合、定期総会を開催させず書面総会をもって成立する。
 - (1) 甚大な災害発生時
 - (2) 政府要請による活動自粛時
 - 7 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 予算の決定及び決算の承認
 - (2) 事業計画の決定及び事業報告の承認
 - (3) 会費の額の決定
 - (4) 本部役員及び部長の承認
 - (5) 会則の変更
 - (6) その他重要な事項

(全体委員会)

- 第 13 条
- 1 全体委員会は、役員をもって構成する。
 - 2 全体委員会は、会長が招集し、議長は会員をもって充てる。
 - 3 全体委員会の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 総会に付議すべき特記事項
 - (2) 第5条(1)～(6)の代表者又は部長及び副部長の選出
 - (3) その他必要な事項

(本部役員会)

- 第14条 1 本部役員会は、会長・副会長・特別委員・庶務会計委員・幹事及び監査委員をもって構成する。
- 2 本部役員会は、必要に応じて会長が召集し、企画調整にあたる。

(常任委員会)

- 第15条 1 常任委員会は、本部役員・学校委員・代表者・部長・委員長及び学年代表をもって構成する。
- 2 常任委員会は、会長が招集し、議長は本部役員をもって充てる。
- 3 常任委員会の任務は、次のとおりとする。
- (1) 総会に付議すべき事項の原案作成
 - (2) 各部活動の調整
 - (3) 各学年活動の調整
 - (4) 緊急事項の検討処理
 - (5) その他必要な事項

(部会)

- 第16条 部会は、代表者及び部長が必要に応じて招集し、部に関する事項の企画・運営並びに実施にあたる。

(学年役員会)

- 第17条 学年役員会は、必要に応じて学年代表が召集し、学年・学級懇談及び学年PTA活動に関する事項の企画・運営並びに実施にあたる。

(会議の表決)

- 第18条 会議の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(経費)

- 第19条 本会に要する経費は、会費・寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

- 第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わりとする。

以上

附則

2020年 4月	第8条 7項	詳細修正
2021年 4月	第8条 7項	詳細一部訂正
2022年 4月	第9条 2項	追記
	第9条 3項	詳細修正
	第16条 1項	詳細一部訂正
	第16条 2項	追記
2023年 4月	第10条 10項	追記
	第13条 3項	追記
	第15条 1項	追記

